

開会及び開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから平成18年5月横手市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

監査委員から例月出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

市長の発言

田中敏雄 議長 市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

5月の臨時会会議に入ります前に一言おわびを申し上げたいと思います。

今般の臨時会の条例改正案の中にもございますが、4月に発覚いたしました当市が経営いたします大和更生園の職員による園生からの預かり金、預金の着服等に関しましては、平成16年からいろんな形で進行しておった事案のようでありますけれども、そのチェック体制に相当な甘さがあったということを率直に認めざるを得ないと思っております。昨年11月に日赤社費着服の事件が発生して、これに類するものの再発防止に全力を挙げて取り組むよう指示し、具体的な指示をしたところでありますが、それでも発見できなかったことに大きな反省をしているところでございます。

その際には、再発防止のための書類の提出を求めて、それを担当者が、あるいは上司が、部長が、所長がしっかりチェックをしたところでありましたが、その提出された書類に虚偽の記載があったということでございまして、そこを見抜くだけの技術と申しますか、手法を持ち得ていなかったということが大きな反省点としてございます。

これの具体的な再発防止につきましては、それこそ具体的に指示をいたしましたし、先般の全員協議会の席で申し上げたとおり、そのための抜き打ちチェックのあり方等々も指示したところでございます。しかしながら、一旦発生いたしまして、このことが市民の皆さんの大変なご不信を買ったということは弁解のできるどころも何もないわけでありますので、この議場をかりまして議会の皆様にもおわびを申し上げたいと思っております。

そういうことで、今臨時会にその処分として私と助役についても減給100分10、1カ月の条例改正案を提案させていただいておりますので、どうぞよろしくご判断いただきたいと思う次第でございます。

そういうこと決意し、指示し、動き出した矢先に4月の末に今度は横手地域局の職員が酒気帯び運転で警察に検挙されるという事態が発生し、まことに何と申しますか、気が緩む、たるみ以外の何物でもないのかなど。確かに連休を控えてリラックスした気分はあったにせよ、しかし、市民の皆様にもさまざまな意味で範を垂れなければならない市の職員が酒を飲んで運転したということは、何の弁解もできる

余地がないことをごさいます。幸い事故等なかったとはいえ、そのことは当然見過ごすわけにはまいらないわけでごさいます。規則にのっとりまして停職6カ月の処分をいたし、関係上司についても戒告処分等々を行ったところでごさいます。

そんなことでおわびをこの議会冒頭に申し上げたわけでごさいます。実はもう1点ごさいます。つい先日報告を受けたところでごさいましたが、平鹿地域局におきまして五十田団地における浄化槽の使用料あるいは住宅の共益費を二重に請求してしまったということがわかりました。これなどももっと早くわかっていれば、もっと早く対応できて、いろいろな意味でご迷惑かけないで済んだのかなと思えますが、少し報告が遅れましたわけです。早速昨夜のうちに地域局の担当が、全部で102戸あるそうではありますが、80戸以上は昨晚、それから今朝早くの段階で1軒1軒回りまして事の説明をいたしまして、二重にいただいた方は全員ではありませんので、その返還を速やかにする旨お伝え申し上げて、ご理解は得つつあるところでごさいます。残りの20数件に対しましても、本日中には直接おわびを申し上げて、その返還もきちっとやる旨のお話を申し上げてまいりたいと思っております。

コンピュータが請求事務を実際はしているような格好になりまして、そういう意味で、いささかチェック体制もこれも甘かったなというところの反省がごさいます。ただ、このときに限ってであります。今年の1月分の請求に関してであります。なぜこのときだけ二重になったのか、コンピュータのプログラムに問題があるのか、あるいは操作に問題があるのか、その辺は現在調査中でごさいます。その辺、再発防止も含めた原因究明というものをなるべく早くにいたしまして、議会の皆様、市民の皆様、そして報道機関にもしかるべき対応をしてまいりたいと思っております。

さまざまな場面で度重なる不祥事と申しますか、トラブルが発生していますことをおわび申し上げます。それぞれの対策は異なるわけでありませうけれども、基本にあるのは住民の皆さんに対するサービスをなりわいとしている職員が、どういう気持ちで、どういうスタンスで仕事に取り組んでいるか、この一点に最後は戻る話でごさいます。そういう意味では、ほかのさまざまな部分でも仕事のしっかりやる体制づくりと申しますか、心の問題も含めて見直しをしていかなければならないというふうに反省をいたしております。

これからの再発防止に全力を傾けますことをここでお願い申し上げまして、議会の冒頭の時間、貴重な時間をおかりしまして、おわびと説明にかえさせていただきたいと思っております。

大変申しわけございませうでした。

#### 会議録署名議員の指名

田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番佐藤徳雄議員、10番近江湖静議員を指名いたします。

#### 会期の決定

田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### 報告第20号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第3、報告第20号専決処分の報告について説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第20号専決処分の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

専決処分の内容は、2ページに記載してございます。

その内容は、平成17年12月31日、土曜日ですが、午前3時ころ、横手市平鹿町浅舞において発生いたしました車両事故について損害賠償額を定めたものでございます。

被害者の方は、記載のとおりでございます。

概要は、平鹿地域局建設課の除雪作業員が除雪ロータリーで除雪作業中、側溝に脱輪したため車両が傾き、被害者が所有する住宅に衝突いたしまして破損させたものでございます。賠償の額は5万6,805円で、住宅の修理代相当額を負担するものでございます。

なお、賠償額は、全額保険で補てんされる予定となっております。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第20号の報告を終わります。

#### 報告第21号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第4、報告第21号専決処分の報告について説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 報告第21号、これも専決処分の報告でございます。

処分の内容は、4ページに記載してございます。

その内容は、平成18年2月23日、木曜日、午後1時55分ころ、横手市前郷二番町の市道におきまして発生しました車両事故についてでございます。

被害者の方は、記載のとおりでございます。

概要は、横手地域局建設課の非常勤職員が除雪ドーザーで排雪作業中、被害者所有の電柱と接触いたしまして破損させたものでございます。

賠償額は、14万6,570円でございます。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第21号の報告を終わります。

報告第22号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第5、報告第22号専決処分の報告について説明を求めます。教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 報告第22号専決処分の報告をさせていただきます。

これもさきの議案と同じように専決処分したので報告するというものでありまして、その内容についてであります。

6ページをお開き願います。

平成18年2月13日、月曜日、午後1時30分ごろであります。横手市金沢本町字本町27番地の金沢公民館敷地内で発生した雪害による車両事故であります。

被害者は、記載のとおりであります。

事故の概要でありますけれども、上記の日時、場所において、敷地内の松の木の枝に積もった雪の塊が、早朝からの降雨と気温の上昇並びに突風によって落下したために、樹木の直近に駐車しておりました軽自動車に落ちて、前面のフロントガラスとボンネットを破損させたものであります。

損害賠償額は、18万2,128円であり、被害者の車両の修理代であります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

10番近江議員。

10番（近江湖静議員） この損害賠償の専決については特別に異論ございませんけれども、内容についてちょっとお尋ねをさせていただきますけれども、内容が、雨が降った、気温が上がった、それから雪が落ちた、下の車に引っかかったと。この過失の関係でありますけれども、法規上、あるいは私も専門的な知識は不勉強でわかりませんが、過失の度合い、全面的に行政で過失と認めて補償をしなければならなかったのかと。一般論でいかななものかと思う部分もありますので、この辺の法律的な面について、過失の度合いについてお知らせください。

田中敏雄 議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 過失の割合等につきましては保険会社と相談しておりまして、保

険会社では、木の下にとめておいたという過失もあるだろうということで3割しか出せないということでありました。でも、そこに駐車した方にとりましては、ただ自分でそこに置いておいたもので、過失は私には全然ないというふうなことで示談の交渉にちょっと難がありまして、再三交渉してまいりました。保険会社は相譲らずに3割・7割の過失、3割の保険しか出せないというふうなことでありましたので、相手方と再三交渉しまして、示談の中で8割は市だろうというふうなことで、2割の相手方の過失だというふうなことで了解を得まして示談をさせていただいたということでありました。ですから、この賠償額18万2,128円の中の保険対象となるのは、保険会社から来るのは3割分の6万8,298円というふうになりまして、一般財源からの持ち出しということで11万3,830円というふうなことで決定して示談を成立させております。ですから、市が80%悪い、20%は本人だというふうなことで了解をいただいて示談になったものであります。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第22号の報告を終わります。

#### 報告第23号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第6、報告第23号専決処分について説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました報告第23号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本案は、損害賠償の額を定めること等について専決処分をしたことに伴い、報告するものであります。8ページごらんいただきたいと思えます。

内容であります。事故の発生が18年2月12日、午後5時40分ころ。事故の発生場所は、横手市山内黒沢地内の秋田自動車道であります。

被害者は、記載のとおりであります。

事故の概要であります。秋田自動車道を走行しておりました被害者の自動車に、市の管理下に属する平場跨道橋から雪が落ちまして、被害者が借りましたレンタカーに雪が当たって被害者の右手がハンドルに強打して手首を捻挫させたというものであります。

損害賠償の額は、3万7,953円でありまして、全部市の方の過失ということで和解が成立しました。

以上でご説明終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

11番奥山議員。

11番（奥山豊議員） 高速道路を走行中、こういった被害というふうな報告でありましたけれども、

道路がつくられた歴史からすると、旧山内村の方でつくられた道路、その後から秋田自動車道が開通されたということでありまして、私は、すべて市側に責任があるのかと問われたときに、開通の前に公団側とのそうした管理等について市側と旧町村側とどのような協議がなされてこられたのか、お尋ねしたいと思います。たまに高速道路を走っておりますと、高速の上にアーチ、つまり旧町村道の橋がかかっているのよく見かけますけれども、そうしたことにつきましても、後から高速道路が通ったわけでありまして、過失度合いからして市側が100%の補償をする義務があるものかということを考えてときに、私は大変疑問を覚えるものでありまして、開通前にどのような協議がなされてきたのか、お尋ねしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 つくるのは公団で作りましたが、その後、管理を旧山内村の方に全部引き継いでおります。したがって、現在の平場跨道橋の管理責任は横手市にあるということになりますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 今、奥山議員がおっしゃったことに私は一理あると。そういう形の中でこの間、総務部長に個別にご相談あるいはお聞きした経緯もあります。こういう中で私もいろいろ考えました。そういう中で、その道路を使って少なくとも商売をしている。やはり危険を避ける管理責任は道路公団、今、東日本高速道路株式会社というふうになっているようですけれども、その部分にもやはり瑕疵があると、私は、そういうふうには何ぼ考えても思えるのであります。それが先ほど来、どうも市側の腰が弱い、引けているのではないかと。要するに住民との起訴沙汰、それは避けるべきだろうけれども、こういう公対公の部分の中ではある程度理を通していかないと、この後のことも含めて大変だろうと。果たして100・0でこれがいいのだろうか。この後、我々は、未来永劫責任を背負っていかなければならない先例になっては困る、そういう思いの中で今一度100・0でいいのか、そのことについてお聞きいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 高速道路は一般の人は出入りできませんので、高速道路をつくる時は一般の道路は高速道路の上か下にすべて作りかえをするわけです。その後であります、管理をどうするか。つくるとは確かに公団で作りましたが、管理については、その完成後にほとんどのものはそれぞれの市町村に引き継がれているはずで、それで今回の場合も山内村に管理・所有は引き継がれておりますので、管理責任は現在の横手市にあるということは紛れもない事実でありますので、管理責任者が100%責任を負うのは、そうすべきだと思います。

ただ、今回の事故に関しまして、我々といたしましても管理責任上、起きた事故については100%責任を負わなければならないということでありまして、事故を未然に防止するために東日本高速道路株式

会社の方では常にパトロールをしているわけでありますので、事故を未然に防ぐために、その危険箇所、我々の管理責任ある跨道橋等についてもぜひパトロール時にしっかり見てほしいということをお願いいたしました。その上で危険だとすれば、それを早めに取り除くということをしなければならないというふうに考えまして、今後、パトロールの際にはぜひそういう部分も、自分たちの管理区域だけでなく、我々のところもぜひパトロールの際に確認してほしいということをお願いしまして、そのこのところについてはそうするようにしますということで了解を得ました。

それから、今回、我々も東日本高速道路の方に話をしましたけれども、パトロールを常に実施して、そういう部分を注意していたつもりなんですけれども、発見はできなかったということでしたので、さらにパトロールするには念入りに注意していただきたい、報告をいただきたい。東日本では今回のようなケースは初めてだそうです。ですから、今までなかなかそういうことに気がつかなかったけれども、これを教訓としてほかの部分についても落石等のパトロールはちゃんとしたいということを聞いておりますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

19番堀田議員。

19番（堀田賢逸議員） 関連ですけれども、今はまず歩道橋だと思いますが、トンネルにもいろいろがマブがかかって非常に危険になっているということがよくあると聞いていますけれども、横手市ではそういうところはどのようにパトロールをして、そういう危険なものを点検して寄せているか。そこら辺の実態を教えてもらいたいと思います。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 日常ふだんにパトロールの強化については部内でも、それぞれ担当する部署においても徹底するようにということで心がけているわけであります。パトロールする際にそういう危険な箇所があるとすれば、直ちにそれに対応するようにということで、そういう措置をとってきているつもりであります。しかしながら、ご指摘のようにまだまだ不十分な部分があるとすれば、今後、さらにパトロールの強化の中身についてもっともっと議論をし、強めていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

2番土田議員。

2番（土田百合子議員） 議長にお願いですけれども、専決処分の損害賠償額についてですけれども、もし一般財源から持ち出しがあるようであれば、その説明も加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第23号の報告を終わります

報告第24号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第7、報告第24号専決処分の報告について説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました報告第24号についてご説明申し上げます。

本件も、先ほどの平場跨道橋の事故に関連するものであります。

被害者は、ここに記載のレンタカー会社であります。

事故の概要は、跨道橋から落雪した結果、フロントガラス及びルーフを破損させたというものであります。

損害賠償の額は、65万9,413円であります。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいま報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第24号の報告を終わります

報告第25号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第8、報告第25号専決処分の報告について説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました報告第25号専決処分の報告についてご説明いたします。

内容は、12ページをお願いいたします。

平成18年3月15日、午後4時30分ごろ、横手市増田町増田地内の市道におきまして発生いたしました車両事故について損害賠償額を定めたものでございます。

被害者の方は、記載のとおりでございます。

概要は、地域局除雪作業員が除雪ドーザーで除雪作業中、電柱の支線と接触いたしまして破損させたものでございます。

額は、4万7,408円で、支柱の修理代を負担するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第25号の報告を終わります。



報告第26号の上程、説明、質疑

田中敏雄 議長 日程第9、報告第26号専決処分の報告について説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました報告第26号についてご説明申し上げます。

14ページをごらんいただきたいと思います。

専決処分の内容であります。事故の発生が18年4月3日、午前9時30分ごろ。発生場所は、横手市増田町増田地内です。

被害者は、記載のとおりであります。

事故の概要であります。市道脇の消防ホース乾燥柱にロープで固定していた消防ホースが強風におられロープからすり抜け、走行していた被害者の車のフロントガラスを破損させたものであります。

損害賠償額は、11万7,369円で、全額市の負担ということになります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

30番播磨議員。

30番（播磨博一議員） このことにつきましてですけれども、同じような事故が昨年11月8日にも起きております。それを受けまして消防の方から再発に向けての対応策を示されたようですけれども、残念ながら全く同じ内容の事故が起きてしまったということは、その指示が徹底されていなかったというふうに感じております。

今回の場合ですけれども、ロープで固定していたようですけれども、強風のためにすり抜けて走行中の車のフロントガラスを破損したということです。考えますと、走行中のフロントガラスに金具が当たったという非常に危険な状況のもとでの事故の発生であったと思われまします。人身に至らずに済んだというのは不幸中の幸いかというふうに思います。万が一歩行中の人にも当たれば、それこそ大変な事故になったのではないかなというふうに感じられるわけでございます。

それで、今回、ロープでつないでいたわけですけれども、強風に耐えられなかったということでございます。前回の場合にどのような指示をなされたのか。

それと、多分金具の付近をロープで縛っていたと思われましますけれども、こういったことがあります。金具の付近だけでは不足に、もう1カ所縛るとか、あるいはその付近をゴムバンドなどを利用して締めるとか、いろんな対応策があろうかと思われましますけれども、消防本部の方ではその辺、ただ単にロープを使用して押さえるというふうな、実効性のあるような対応を検討されて指示されたのかということをお願いいたします。

それと併せてですけれども、乾燥柱ですけれども、構造上、どうしてもホースを二つ折りにするといいますが、中心を持ってぶら下げるといような形になるように思われましますけれども、下の方を縛っても、途中が長いものですから、強風の場合はあおられて遊んで歩くというふうなケースが多分に見受けられますので、構造上、途中を何かしら工夫して遊ばないような対応ができないものか。その辺、消防本部

の方でご検討なされてはどうかと思いますが、消防長のご見解をお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 11月8日の事故に引き続いての事故でございます、その再発防止には努めたつもりでございましたけれども、実際にこういう事件が起きてしまいまして、大変申しわけないと思っております。

11月8日のあの事故が起きた段階で、各分団といいますか、消防団の方にロープ等による固定を指示したわけですが、実際にはそれが功を奏しなかったと。そういうことでございまして、今後、再発防止につきましては、ロープではなくて、特殊な金具で固定するような方策、そういうものを今ちょっと研究しておりますし、今回の6月補正の中に予算要求をしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

16番齋藤議員。

16番(齋藤光司議員) 今、播磨議員がおっしゃったことは、私も指摘をしたい。少なくとも市長が何回もここで頭を下げなければいけない、そのような状況をやはりつくらないことだろうと。これが初めての事故ならまだしも、今、部長がおっしゃられたとおりに昨年11月にやられおる。では、何かしらその知恵を出さなければいけないだろう。そういうことでいろいろ考えました。一つ、今、金具の問題をおっしゃられた。もう一つは、手法的にホースを乾すのはどういうときか。ホースを使ったときなんでありまして。3日前ですか、雄物川地区の西野で火事がありました。それに出場された部の屋根の上にホースが干されている。そういう状況の中でどうしたらいいだろうといろいろ考えた結果、今は出場すると本部に届け出をする。何々消防団、何分団が今回の火事で放水をしたということで届け出をしているはずであります。そういう部についてはホースを干す必要があるんだと。そういう部分をちゃんと管理してさえおけば、干すときに気をつけてくれ、あるいは担当が部長さんに電話連絡でもいいだろうと。その一つが足りないためにやはりこういう事故が起きてくる。

またもう一つは、その訓練大会。春と秋の予防週間のときの水の放水。それも一つの工夫があれば、こういうことも避けられたら。マニュアルというのは、それまでなかったことを、一つ事故がある度にもう一つ加えていかないと本来のマニュアルにならないんですね。だから、そういう部分をみんなで知恵を結集させないと、皆さん含めて上の部分が恥をかくという部分を部下の皆さんにしっかりと伝えることだと思っておりますけれども、そこらあたりの対応について、部長、何かあったら、ご答弁をお願ひしたい。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 今、議員がおっしゃいましたご意見を参考にいたしまして、以後、ホースの管理については徹底をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

28番佐々木議員。

28番（佐々木誠議員） 事故に対する専決処分はこれで終わりになるわけですがけれども、2,000人近い職員の中で細かいことがいろいろあって、言葉はちょっと悪いけれども、不祥事とか事故がいろいろあるかと思います。そういうことが発生した場合に、本庁の方に地域局からの連絡の基準、方法はどのようなものか、お尋ねをしたいと思います。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 基本的に業務の中で報告するかどうかというのは、事務分掌に定められているとおりに仕事を進めるわけですが、今回のような不祥事とか事故とかそういうものについては基本的にすべてそれぞれの担当部局長を通じて報告を受けております。そういう流れになっております。特に交通事故等につきましては、基本的に管財課、人事課、総務課等に連絡が来るようになっておりますし、今回の消防等、災害等につきましては市民課を通じて、それぞれの連絡網に従って連絡をするというふうな内容になっております。

以上です。

田中敏雄 議長 28番佐々木議員。

28番（佐々木誠議員） そうすると、地域局の区長の判断によって、あるいは連絡しないということもあり得ることも考えていいですか。ちょっとお伺いします。

田中敏雄 議長 佐々木議員、報告第26号に対する質問に限って質問していただきたいと思っております。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 先ほど申しましたが、事務分掌に定められておりますものは、例えば区長決裁でできるものは区長というふうになっておりますが、このような事故等につきましては、通常の状態でないものにつきましては、それぞれの連絡ルートに従って集まるようになっております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第26号の報告を終わります

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第10、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号については委員会の付託を省略する

ことに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました承認第2号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分について承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして本条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、本議会の承認をお願いするものでございます。

今回の改正の主な内容につきましては、お手元の資料をごらんになっていただきたいと思います。

この度の改正は、景気対策といたしまして講じてきました定率減税の廃止や三位一体改革の一環として所得税から個人住民税への恒久措置として3兆円規模の税源移譲を実施することに伴いまして改正しようとするものでございます。

初めに、市民税関係では、個人市民税均等割や所得割の非課税の基準が改正されております。

まず、均等割では、非課税基準を、本人所得額28万円は変わりませんが、加算額であります扶養対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額の改正、つまり配偶者控除を17万6,000円から16万8,000円に改正しようとするものでございます。

同じく、所得割につきましても、アンダーラインの部分ですが、35万円から32万円に引き下げられております。

それから、「損害保険料控除」を改め、「地震保険料控除」が創設されております。

次に、税源移譲にかかわる部分ですが、平成19年度から個人市民税所得割の税率が、現在、3・8・10%の3段階から一律6%となります。それに関連いたしまして、所得税と個人市民税の人的控除額の差に基づく負担増の減額調整を行っております。また、個人ローン減税制度も創設されております。

なお、平成19年度から適用となります定率減税の廃止ですが、18年度は所得割15%から7.5%の2分の1で、市税といたしましては約1億2,000万円ほどの増収を見込んでおります。

それから、固定資産税の改正でございますが、昭和57年1月1日以前に建てられた住宅の耐震改修を行った場合、固定資産税額が2分の1減額される制度が創設されております。

また、課税の公平及び制度の簡素化の観点から、土地にかかわる負担調整措置の見直しが図られておりまして、商業地等においては60%未満の土地、住宅用地にあつては80%未満の負担水準が低い土地に対する負担調整につきまして、従来の負担水準の区分に応じて異なる調整率を、前年度の課税標準額に乘じておりました方式に変えまして、今度は前年度の課税標準額に一律評価額の5%を加える方式となりました。ただし、算定された評価額の60%を上回る場合には、評価額の60%を課税標準といたしまして、評価額の20%を下回る場合には、評価額の20%を課税標準とする内容となっております。

また、たばこ税でございますが、7月1日から旧3級品以外で1,000本につき、2,977円から321円増の3,298円、旧3級品で1,412円から152円増の1,560円となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

32番赤川議員。

32番（赤川堅一郎議員） 税の条例改正は条文を見てもさっぱりわからないというふうな内容であります。今回の条例改正、この措置によって、財源に対する影響はどの程度。増減両方ありますし、また、たばこ税も相当影響があろうかと思いますが、相対的にたばこ税と一般税との財源の影響額についてお尋ねいたします。

田中敏雄 議長 市民税課長。

松川喜郎 市民税課長 ただいまのご質問の件でございますけれども、18年度の改正に絡んでは特に18年度に影響する部分はありません。19年度適用される部分として、先ほどの個人市民税所得割6%、フラット化になる部分でございますが、これに関連しましては、単純計算しまして約7億9,000万円という金額が出ております。

それから、定率減税が全廃されることで1億2,000万円。先ほど18年度影響分で2分の1の1億2,000万円、それが19年度で全額でまたさらに1億2,000万円と、そういう部分が出てきます。

ただ、16年度地方税法改正及び17年度地方税法改正によりまして今年度適用になってくる部分がございます。先ほど申しました定率減税の1億2,000万円に加えまして、老年者控除の廃止や生計同一妻の均等割半減の廃止等々含めまして全部で2億2,000万円ほど増収となります。

それから、たばこ税の件でございますが、やめる人がいないというふうに仮定しますと約4,000万円近い増収になるんじゃないかと。合わせまして2億6,000万円ほど18年度には期待しているところでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

18番高安議員。

18番（高安進一議員） ただいまの市民税の改正についてお伺いしたいと思いますけれども、この市民税、住民税のいずれの改正が税源移譲に関して、要するに都市部よりも地方に税源が移譲されていくんだという国の説明になっておりますけれども、実際この改正の中で税源移譲されてきている、増えてくることは確かですけれども、減っている部分と増えてきている部分とでは、税源が移譲になっているというような財政上の実感というのはございますか。いかがでしょう。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 17年までの税源移譲分については、保育料の負担金の一般財源化等によりまして一般財源化になっているわけなんです。国庫支出金の減分と一般財源化の分と市の場合においては大体とんとん見込んで、今までの17年度分までにつきましては大体同じ額だと思っております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 別の視点からお聞きいたします。先ほど税務課長は2億2,000万円増えるので非常に期待をしていると、そのようにご答弁なされましたが、財布持ちだからそれは当然のことと思いますけれども、普通の市民から出るわけであります。税源がどっちに行こうと市民の懐から出るわけであります。そういう部分の中で普通の人にとっては、国税が下がるのか地方税が上がるのかわからなけれども、その部分で周知をどのようにしていくか。この部分は非常に大事な部分だと思います。今こうやって説明されても非常にわかりづらい。だから、広報等によって、ここの部分を非常に丁寧に説明してもらわなければ、懐が痛む人は大変だ。そういう部分の中で、これからどのように周知していくのか、あったら知らせていただきたい。

田中敏雄 議長 市民税課長。

松川喜郎 市民税課長 周知の件でございますけれども、住民が大きく関心を持っている部分に関しましては、市報等々を通じましてきちりお知らせしていきたいと思っております。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第2号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第11、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました承認第3号横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましてご説明申し上げます。

主な改正点は、第2条第3項及び第13条第1項の介護納付金にかかわる賦課限度額を8万円から9万円に引き上げること、附則第11条から第14条の平成16年度税制改正で公的年金等控除の最低保障額が140万円から120万円になりましたことにより、税の負担が増加する高齢者に配慮いたしまして、平成18年及び19年の2カ年間の経過措置を講じていることでございます。そのほか、関連条文の整備を行っております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

29番塩田議員。

29番（塩田勉議員） 今の8万円から9万円に引き上げるという件なんですが、3月の議会で介護保険、アップになりました。それによって上限が上がってくるのかどうか第1点。

さらには、介護保険料が各市町村で当然まちまちでございます。大館とか秋田周辺ではおよそ4,000幾らといふような額も出ておりますが、我が横手市は3,000円から2円ダウンの2,998円だろうというふうに思っています。そういう中で実際にこれから居宅介護等がいろいろあるわけですが、昨年10月に合併した時点で、国民健康保険とかそういうものについての算定基準も、今までですと均等割、平等割、いろいろあって、その中に資産割というのも採用していた町村も何町村かあったわけでありまして。そういうところで経過措置をとりながら段階的に平準化していくということでスタートしたわけですが、その経過措置が大体2年でできるのかどうかというのが第2点目でございます。まず、それだけお尋ねします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 今回の条例改正の中で述べております介護納付金に関しましては、今回の介護保険事業計画の中で市民の方々といいですか、被保険者の方々に求めている保険料とはリンクはいたしておりません。介護保険の財源と申しますものは、国・県、市、それぞれの定率の負担があります。そのほかに40歳から64歳の方々、被保険者の2号の方々につきましては、医療保険組合の方から医療給付分とか介護給付分というものが支払われております。今回申している介護給付費の部分というのは、ここの部分に当たるものでございますので、リンクはいたしておりません。

それから、介護保険のこれからの財政運営につきましては、大変厳しい状況にあることは間違いございません。ただ、合併協議の中で一気に保険料の引き上げというのはなかなか協議が成立いたしませんでしたので、ある程度の激変緩和の期間が必要であるだろうと。そういうことで、今回、2,998円という大変厳しい保険料になってしまったわけなんですけど、これにつきましての対応といたしましては、前から申し上げておりますように、介護予防関係、保健福祉活動に全力を注ぎまして、何とか医療費等の動向を抑える方向で、抑止できるような方向で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い

申し上げたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第3号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第12、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第4号横手市水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして承認を求めることについてご説明申し上げます。

本条例の一部を改正する必要が生じ地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、本議会の承認を求めようとするものでございます。

改正の内容につきましては、64ページをごらんになっていただきたいと思います。

第21条第2項中「水道課」を削るというふうなことになってございまして、これは21条が私設消火栓の使用について規定してございますが、この2項中で私設消火栓が消防演習をする場合に市長の方に届け出して水道課の職員の立ち会いを要するというような規定になってございます。実際の場合、地域自治会の職員あるいは本庁の職員いずれかが出るような形になっておりますし、現在、水道課自体もございませんので、削除させていただくものとするものでございます。

よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。



【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第4号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第13、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第5号横手市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして承認を求めることについてのご説明を申し上げます。

内容につきましては、67ページをごらんになっていただきたいと思います。

先ほどの承認第4号と同じく、簡易水道事業の関係でも「水道課」を削るものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第5号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第14、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました平成17年度横手市一般会計補正予算（第7号）につきまして、平成18年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

補正の内容でございますが、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ7億4,039万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ329億507万9,000円に定めたものでございます。

次に、第2条繰越明許費の補正でございますが、5ページをお願い申し上げます。

第2表繰越明許費補正のとおり、川西保育所改築事業につきまして、繰り越すことができる金額を変更したものでございます。これは事業を継続事業から単年度事業にしたことによりまして、平成17年度の事業費を出来高の90%にしなければならないことから、その残額を平成18年度に繰り越すことによるものでございます。

次に、第3条地方債の補正、次のページでございます。

第3表地方債の補正のとおり、石綿対策ほか2件を追加いたしまして、7ページに記載してありますように集会所建設事業ほか24件の限度額を変更したものでございます。今回の地方債の補正は、過疎債の追加決定があったこと、財源対策債の調整分の配分があったこと、アスベスト対策に対して起債の措置がなされたことなどによりまして起債額が最終的に決定したことによるものでございます。

主な補正の内容につきまして歳入の方からご説明いたしますので、9ページの事項別明細書をごらんになっていただきたいと思います。

2款地方譲与税から11款の交通安全対策特別交付金までは、いずれも一般財源であります。国・県などから交付額が確定したことによりまして補正でございます。この中で10款の地方交付税でございますが、これは国の補正予算に伴い増額決定されました普通交付税の増額分、調整分でございますが、4,133万9,000円でございます。それから、特別交付税の決定に伴う増額分3億9,593万3,000円ござい

ます。特別交付税につきましては、前年度の実績と比較いたしますと1億9,898万8,000円の増でございます。率にして11.7%の増となっております。

14款の国庫支出金でございますが、本年の豪雪による除雪事業に対しまして交付されました市町村道除雪事業費補助金といたしまして5,600万円、十文字文化センターのアスベスト除去工事に対する補助金としまして484万6,000円の増額、また、重複計上しておりました川西保育所の保育所整備費補助金3,345万8,000円の減額が主な内容となっております。

19款の諸収入では、市町村振興協会の交付金の決定に伴う増額でございます。

20款の市債でございますが、起債の額が最終的に確定したことに伴う増額でございます。

続きまして、歳出の説明に入らせていただきます。15ページをお願い申し上げます。

歳出の補正は、国県補助金や起債の額が確定したことによる財源振り替えがほとんどでございますが、歳出の額に変更があるものについてご説明申し上げます。

3款1項社会福祉費、5目高齢者福祉費で、老人福祉施設入所措置費に413万円を計上しております。これは養護老人ホームの入所措置費の決算見込みによる増額でございます。同じく9目介護保険対策費で、介護保険事業特別会計繰出金に1億1,268万8,000円を計上しております。これは介護保険事業特別会計において一般会計からの繰入金が事業の実績に対しまして不足していたことと国からの負担金が実績に対して少なく交付される見込みであることなどから、不足分に相当する額を一般会計から一時的に繰り入れることとする増額でございます。

続きまして、16ページをお開き願いたいと思います。

4款衛生費、3項水道費、2目簡易水道費で、山内簡易水道事業費から100万円を減額しております。これは山内地域簡易水道事業特別会計におきまして、起債の額が見込みより上回ったことにより繰出金の減額でございます。

18ページお願いします。

8款土木費、4項都市計画費、2目土地区画整理費で、繰出金に270万円を計上しております。これは特別会計の方の起債の額が見込みを下回ったことにより、一般会計からの繰出金を増額したものでございます。

20ページをお願いします。

13款諸支出金、2項基金費、1目財政調整基金費に6億2,126万1,000円を追加しております。これは、今回の補正で歳入における一般財源の増加分と歳出におけます一般財源の減少分の合計額を財調基金に積み立てるものでございます。同じく2目減債基金費に61万5,000円を計上しております。これは移动通信铁塔整備事業につきまして、事業の財源となりました起債の償還を支援する県の補助金の増額がありましたが、それを減債基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第6号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第15、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となっております承認第7号についてご説明申し上げます。

平成17年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき議会の招集をするいとまがありませんでしたので、平成18年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項により報告をし、承認をお願いしようとするものでございます。

補正の内容でございますが、介護給付費にかかわる国庫支出金の確定に伴います財源の振り替えでございます。

5ページをお開き願います。

介護保険特別会計、歳入、3款国庫支出金についてですが、1項国庫負担金を2,523万9,000円、2項国庫補助金を8,744万9,000円をそれぞれ減額いたしまして、8款繰入金、第1項一般会計繰入金を1億1,268万8,000円に増額いたしまして、財源振り替えをしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第7号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第16、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。上下水道部長。

田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました承認第8号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分しましたので、本議会の承認を求めようとするものでございます。

ご説明申し上げます。予算書の1ページをごらんになっていただきたいと思います。

先ほど一般会計でもご説明ありましたが、地方債の確定によりまして一般会計からの繰入金金を減額いたしまして歳入の予算の組み替えを行ったものでございまして、第1条の歳入歳出予算の総額には変更がございません。

第2条の地方債の補正でございしますが、3ページをごらんになっていただきたいと思います。第2表にございますように、過疎対策事業債、簡易水道事業債の額がそれぞれ50万円ずつ増額しておりますので、限度額を変更したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第8号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第17、承認第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。建設部長。

佐藤賢一 建設部長 ただいま議題となりました承認第9号平成17年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

土地区画整理事業特別会計の1ページをごらんいただきたいと思います。第1条で歳入歳出予算の補正を、次のページにあります第1表歳入歳出予算補正のとおり、その歳入についての財源の組み替えを行うものであります。

第2条においては、繰越明許費の補正について、3ページにありますように、第2表繰越明許費の補正のとおり、限度額の補正であります。

さらに、第3条では地方債の補正であります。4ページの第3表のとおり、限度額の変更を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第9号を採決いたします。

本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

議会議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第18、議会議案第6号横手市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第6号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会議案第6号については、議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして、直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第19、議案第158号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第158号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第158号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第158号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして、

車両事故による損害を賠償し、和解することについて、議会の議決をお願いしようとするものでございます。

その内容につきましては、平成17年12月29日、午前6時ころ、横手市雄物川町大沢地内の国道107号線におきまして発生いたしました車両事故について、その損害賠償額を定めようとするものでございます。

被害者の方は、記載のとおりでございます。

その事故の概要につきましては、雄物川地域局建設課の除雪作業員が除雪ドーザーで国道脇のバス回轉所を除雪作業中、国道を進行してきました相手方の車両が接触を回避するため減速したところ、滑って車両同士が衝突し破損したものでございます。

事故の過失割合は、市側が70%、相手側が30%でございます。

賠償額が、172万5,148円で、被害者が所有する車両の修理及びレッカー代の70%相当額を負担しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 建設部長に聞きます。横手だけが本来2人乗車で除雪を行っておった。十文字を含めて郡部の方は1人の体制の中でやっていた。これは安全を確保するというで合併協議会の中で、運転手と助手2人体制になっておる。そういう形の中で今年入りました。そして、実際こういう形の中で事故があった。私は、今、仲間から聞いている部分はありますけれども、その現況について、助手の状況をまず1つ。

それから、どうしてもオペレーターの腕だけでなく、例えば農作業で言えばはかがいく、はかがいれないかというのはおかまわりで決まるんですね。こういう部分も助手の資質のアップをどうしても図っていかねばいけないうらう。緊急に始まった除雪だった、思いがけない降雪だったので間に合わなかった部分もあったらうけれども、来年度に向けてどうしても助手の資質の向上が図られていかねばいけないうらう。それについての考え方。

それからもう1点、どうも今年の助手の装備を見ていると、装備らしい装備がない。ハンドルを握っているのがオペレーター、運転手。隣に乗っているのが助手。ただ、ハンドルを握っているか握っていないかわからない。助手については反射をする上着、そしてまた発光する指揮棒、それからバックをするときに誘導する笛、そういう3点セットというのは持たせなければいけないうらう。そういう装備そのものが完全に装備になっているのかどうか。なっていないとしたら、来年度に向けてどうするのか。その点について。

以上3点お聞きします。

田中敏雄 議長 建設部長。



佐藤賢一 建設部長 お答えを申し上げたいと思いますが、まず、助手の状況であります、おっしゃるように新市において、これまでのサービス水準を絶対落とさないように、しかも安全に全地域をやるということから、全地域2人乗りをやるということにいたしました。その結果、現在のスタート時点でのオペレーターの人数が相当足りないものですから、まず募集を行ったということで、経験の少ない人たちがその助手に回らざるを得なかったと。したがって、助手を十二分に研修をする、技術向上を図るためのいろんな施策をするということまでの時間的な余裕も実際今年度はなかったということは状況としてはあるわけでありまして。しかしながら、2人乗りはぜひ安全確保しようと。安全に運転するために助手の役割をしっかりとやるということでの申し合わせなりは行いながらスタートさせたつもりでありましたけれども、残念ながら十分な教育が行き届かなかったという我々の反省もあるわけでありまして、状況としてはそういう状況が1つあったということをもまずご理解いただきたいと思っております。

その上で、御指摘のあったように助手の質という問題は、まさにそういうことだろうと思っております。そういう点で今冬を踏まえて、前の議会でもいろいろお話があったように、除雪する際のしっかりしたマニュアルをどうするんだという問題、助手を含めたオペレーターの心構えの問題、どうするんだという指摘をいただきましたので、まだ今冬の総括まとまっておりませんが、総括をしっかりとやりながらマニュアルなり、あるいはオペレーターの役割、助手の役割、現場での操作の仕方、そういったものをきめ細かな対策をしっかりとりたいということで部内では今検討に入っているという状況であります。

それから、助手の装備についてということでありました。これについても我々なりに今できる範囲内ではやったつもりでありますけれども、しかしながら、まだ不十分な点がたくさんあったように我々も思っておりますので、それについてもぜひしっかり点検をしながら、2人乗り体制をやった意義なりをもっともっと発揮できるような体制とこの総括をしっかりとりたいなというふうに思って、今この準備をしているところであります。

よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「今回、おりていたのか、おりていないのか答弁してください」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 今回の事故については助手はおりていなかったというふうに報告を聞いておりません。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） 除雪作業中ですから、毎年除雪はやるわけでありまして、今回は70%、30%というような形なんですけれども、これは一般市道について除雪作業中に事故があると全部がこのような形になるのか、あるいは話し合いによってケース・バイ・ケースでこの率というのは変わって

くのかどうか、そこら辺についてはどうなっているんですか。

田中敏雄 議長 管財課長。

長里恒夫 財務部次長兼管財課長 お答え申し上げます。

こういう事故の関係の過失の割合の関係でございますけれども、いろいろケース・バイ・ケースでございます。過去の判例等を参考にしながら保険会社同士でいろいろ話し合いしながら、どこら辺かということを決めるわけです。この場合は若干双方の保険会社同士が意見が整わなかったということで第三者、その場合は保険会社以外の第三者に調査依頼をして、この事故の内容を調査して、その内容に基づいて判例等を参考にしながら過失の割合を決めるということになっております。

以上です。

田中敏雄 議長 17番菅原議員。

17番（菅原恵悦議員） この場合はたまたま会社なわけでありまして、ですから、当然事故担当者もおります。そして、それなりの知識もあるわけでありましてけれども、これが一般車の場合は話し合いによってこういうふうになる場合もあるし、毎年交渉をしている中で同じような事故でも、私のこれまでの経験では、担当者によって相当この率が変わると。ですから、市としてはそこら辺をしっかりと形で作っていただかないと、人によっては非常に安く終わってしまう場合もありまして、あるいは手厚く補償を受けられる場合もあると、こういうふうなことを私はたまたま見ておりますので、そこら辺についてはぜひしっかりと検討をしながら今後も対応していただきたいと思っております。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員） 一連の事故なんですけれども、今回は7・3の過失相殺ということになっております。当然衝突、接触すれば、横手市側の、当方側の車も破損しているわけでありまして。今回は7対3ですので、当然自分の方の車両、ドーザーでも3割の保険しかおりないわけです。そうなれば当然当方の、横手市側の車両機械も修理しなければできない。この金額というか、その修理代については、当然修理台がかかるわけなんですけれども、そのやり方についてはどういうふうにしておりますか。

田中敏雄 議長 管財課長。

長里恒夫 財務部次長兼管財課長 当方の除雪車については、車体が頑丈だったということもございまして、目立った損傷はなかったというふうに聞いております。ですから、修理は行っておらないということでございます。

田中敏雄 議長 24番高橋議員。

24番（高橋勝義議員） この問題はわかりました。ほかの車両については、例えば衝突あるいは電柱にでも何でもぶつかった場合には当然壊れるわけなんです。それらの処置についてはどういうふうにしてございますか。

田中敏雄 議長 管財課長。

長里恒夫 財務部次長兼管財課長 その場合は当然過失の割合に応じて相手方から修理代をいただくということになります。この場合は相手方の損害賠償ということではございませんので、雑入に相手方からいただいた賠償額を入れるということをごさいますて、相手方に対する賠償、要するに入る分と出す分、それぞれ別個に処理するという形になっております。ですから、処理としましては、市側の車については修理しますけれども、相手方の過失割合に応じて、その分が歳入として入るという形になります。以上です。

田中敏雄 議長 24番高橋議員。

24番(高橋勝義議員) あくまでも過失相殺は7・3ですから、相手方からも若干入ります。3しか入りません。そうすれば当然市のお金が必要なわけでありまして、それがゼロということは絶対あり得ないわけで、その点を聞いているわなんけです。

田中敏雄 議長 管財課長。

長里恒夫 財務部次長兼管財課長 大変申しわけありませんでした。私の調査不足でございまして、実は当方の車につきましても損害が出ております。大変申しわけございませんでした。ほかの案件とちょっと勘違いいたしました。左側のドアの板金塗装、それからドアハンドルの交換等を行ってございまして、合計で3万6,960円かかってございまして、その3割部分について相手方から賠償をいただいております。

以上です。

田中敏雄 議長 24番高橋議員。

24番(高橋勝義議員) もう一度聞きます。7・3の過失相殺ですから、自分の方が7割悪くて、相手方が3割なんです。ですから、自分の方の修理をするときは70%出さなくてはだめなんですよ。ですから、ゼロで修理ができるということはないはずなんです。

田中敏雄 議長 管財課長。

長里恒夫 財務部次長兼管財課長 説明不足で申しわけございません。自分の車についても車両保険に入っております、その部分も保険の対象になっているということをごさいますて、7割部分については保険が適用になって、おりることになっております。

以上です。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 議員がおっしゃいますように、市側の車が壊れた部分を修理しなければなりません。それは、その部所におきます修繕料で対応していただいております。それで、その過失の割合によりまして相手側の保険の額から歳入として入りますが、例えば7・3の場合ですと3割分が入ってきます。直す場合は10割なのもので、残りの7割分、これにつきまちは一旦一般会計の修繕費から修繕いたしまして、市側の車は自損の保険に入っておりますので、その7割分を別に保険を請求いたしまし

で雑入に入っていると、そういう段取りでございます。

以上でございます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

28番佐々木議員。

28番（佐々木誠議員）先ほど建設部長と齋藤議員のやりとりの中で助手の資質の向上について話されましたけれども、大型車がバックする場合に見張りがあって安全を確認してバックするということになっておりますけれども、ただいまの事故でそういう指導があったかどうかをお尋ねいたします。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 2人乗りされている場合の助手については、安全確認をするということは当然でありますし、そういう指示をしているつもりであります。今回の事故については道路から離れた待避所を排雪するという状況で車から降りなかったというような状況でありました。そういうことでありまして、除雪についてはしっかり安全確認をするようにという指示はしているつもりであります。さっきも申し上げたとおり、足りなかった部分については今回総括をしっかりとやりながら、次回ないように頑張りたいと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第158号損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第158号は原案のとおり可決されました。

議案第159号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第20、議案第159号平成18年度横手市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第159号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第159号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第159号平成18年度横手市一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

先ほどご決定いただきました議案第158号に関連いたしまして、損害賠償額について必要な経費を補正しようとするものでございます。

補正の内容でございますが、1ページをお願い申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ172万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ453億4,852万6,000円に定めようとするものでございます。

歳出の方からご説明申し上げますので、8ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費に財産管理一般といたしまして172万6,000円を計上いたしております。損害賠償の額でございます。

続きまして、歳入でございますが、戻りまして、7ページをお願い申し上げます。

今回の補正額172万6,000円の財源といたしまして、全額を市が加入しております自動車損害共済の共済金を充当いたしまして収支の均衡を図っております。

以上よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第159号平成18年度横手市一般会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第159号は原案のとおり可決されました。

議案第160号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第21、議案第160号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第160号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第160号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました議案第160号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これにつきましては78ページに記載がございますが、次のように改正をしたいということでございます。

附則第1項次に次の1項を加えるものであります。2といたしまして「平成18年6月1日から平成18年6月30日までの間における市長及び助役の給料の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。」と。

そして、附則として、この条例は、公布の日から施行すると。こういうことでございます。

よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

34番寿松木議員。

34番（寿松木孝議員） この特別職の給与に関しまして、今回の件は冒頭に市長の方から説明がありましたので、削減することに対してどうだこうだということではないわけでありまして、考え方としまして、こういう一連の事件がずっと起こっている、これをどうとらえるかということだと思えます。私から見ますと、幾ら頑張っても、このままであれば、この機構であれば難しい部分が出てきているのかなという見方もなきにしもあらずではないかと思っております。

何を言わんとしているかといいますと、例えば管理職の中で一生懸命頑張っておられても、それを分掌するといいますか、それを掌握しながら指導していかれる特別職の方が数が足りないのか、目が届かないのか、こういう部分の問題があって、この不祥事がいつまでたってもおさまらないのかなというように見方もできるような気がするのですが、その部分につきましては、市長、助役、二人体制で果たして自分たちの中で十分な機能をしていると考えておられるのか。また、この体制でこれからも続けていこうと考えておられるのか。その部分についてお聞きしたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 確かに正常な形での特別職の体制にないのはご指摘のとおりでございますが、これについてはなるべく早く正常な形にいたしたいと思っております。

ただ、ご指摘がございましたとおり、今般の一連の不祥事につきましては、特別職の数が欠けているから起きているとは思っておりません。仕事の仕方あるいは職員、私も含めてであります。すべての職員の仕事に取り組む姿勢に、心構えに重大な甘さがあったということでござい

て、これは組織の一部が欠けておるからということではなく、根本の問題ではないかなというふうに思った次第でございます。

また、ご案内のとおり、この事案に限らず幾つかの不祥事は合併前から発生しているわけでございます。そういう意味では、それぞれの組織が持っていた長年の仕事の仕方の欠点というものがあつたのではないかなと。この反省を我々はしなければいけないだろうということで、これを一朝一夕に解消するというのはなかなか難しいのかなと思っております。しかし、再発はしてはならないことございまして、今度こそそういうことがないように長年の仕事のやり方を変えながら、そして我々も含めた職員の仕事に取り組む姿勢というものを明確にしなが、こういう事故が今後起こらないようにするためにこういう提案をさせていただいたところでございます。

よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

10番近江議員。

10番（近江湖静議員） 市長、助役の減額処分についてはやむを得ないと思います。市長も職員の再発防止をさらに喚起する決意を形にあらわした。これについてはやむを得ない形の提案だと思しますので、それはそれで結構ですけれども、問題は今話したとおりに再発防止の関係であります。そのために二、三事実関係と再発防止の対策についてやりとりをしたいと思ひます。

まず、市長がチェック体制の甘さ、1点目。

それから、具体的な指示したにもかかわらず、とりあわなかつたと。再発防止のための書類まで提出されていなかった。その再発手法を持ち得なかつたと。今後は具体的な指示をすると、こういうことでありますが、私の認識では、新聞報道と議会から来た経過の文章をいただきました。見れば、平成16年からそういう使い込み、混同した取り扱いをしておつたと。その後、合併もあつた。ですから、当然それについてはある程度監査をしなければならぬ。先般、たまたま厚生常任委員会で施設を見学しました。やりとりもしました。時間の関係で深くやりとりできませんでしたが、その中でお聞きしたところが、施設の関係については広域市町村圏の運営で、そして具体的な内容については町村に委託をしていると。したがって、定期監査も当然にやられておつたと。ただ、その中で交付金云々についてはいろいろ議論はあるかもしれないけれども、職務分掌を見させてもらいましたけれども、やりとりしましたけれども、当然その中でもチーフなり、あるいは生活相談員なり、事務員という分掌が明記をされている中で、利用者の印鑑の管理の関係、年金預金における預かり金品の出し入れの事務に関する事、こういうものが明確になっておりますので、監査をしてもわからないということもあつたと思ひますけれども、そういうチェック機能が全く機能していなかつたと。特に遺憾なのは障害者という一つのハンディのある方々の収容所の中の工賃さえも、そういう取り扱いがあつた。非常に遺憾であり、残念でありますし、市民の声も非常に厳しい内容であります。これは執行部だけでなく、我々議員についても、何を見ているんだと。議会のチェック機能が果たしていないんじゃないかと。もう少し監視体制を厳し

くやるんだと。共同の責任ももう1点はあると思います。したがって、監査のあり方についても、市長は新聞を見れば、抜き打ち監査も検討しなければならないとおっしゃっております。今後、そういう現金あるいは預かり金の関係について、本来の監査であれば、いの一番に現金、預かり金は確認をしなければならない。これが当然のことです。おわかりのとおりであります。それが遺憾ながら行政の上では、役所の上では後回し。そういうことはないだろうと。自分の金も公金も同じに取り扱うことはないだろうと。そういうことが前提でありますから、今言ったとおり、構造的な面になっているんじゃないか。組織的な面になっているんじゃないか。そして、この後も同じような不祥事が発生をしてもおかしくないような環境になっているんじゃないか。これさえも危惧をしております。そのうちにまた出てくるのではないかと。そういう心配もあります。それに対して、我々より市民の不安あるいは不信、JAから今度役所に来ました。そういうような環境に推移してきております。したがって、その事実関係について監査体制はどうなっているのか。再発防止に対するのはやはり牽制機関であります。牽制機能であります。牽制機能は全くない。そう言われてもやむを得ないと思いますから。えらく厳しく監査をしても見つからない場合もあります。監査が来る、あるいは監査のためにそういう監査機能体制をつくるのが先決ではないのかな、私の経験からの思いであります。ですから、合併のときにも当然に移管するものでありますので監査をしたと思います。あるいは所長が交代した。新しい所長は大迷惑でありますけれども、あるいは新部長が大迷惑になりますけれども、そういうような監査の強化といいますか、責任者が交代した、合併したときの監査機能、その後についても恐らく調査をやったと思いますので、その事実関係の今後のチェックの機能のあり方について具体的に、抜きうち監査を含めてどうお考えになっておられるかを聞いておきます。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 この度の大和更生園における不祥事については、まず、当該本人が大変仕事に一所懸命であった人間ということが一つございます。そのために上司が大変信用しておったという背景がございました。したがって、公金とはまた違う園生からの大事な預かり金でございます。監査について公金と同じような目でもって監査する仕組み、心構えが欠けておったということはあったようであります。したがって、部下を信ずる余りに部下の行動の、あるいは仕事の成果のチェック、確認、点検を怠ってしまったということがこの背景にあったというふうに思っている次第でございます。

これについてどういうふうに対策を講ずるかということでございますが、いずれ約定に基づきまして園生からお預かりするお金でございますので、年に1回報告するわけでございますが、そのときにしっかりとした、例えば金融機関の残高証明であるとか、そういうものを添付した中で、いわゆる通帳と突合等々が、残高等の突合があれば防げた話であります。そういう面では基本的なことであったわけですが、信頼する余りに任せっきりであったという部分が大きな反省として残ってございますので、この後、すべての職員同士、お互い仲間であり、気持ちよく、いい仕事をするためにも信頼関係が大事であります。そのこととこの種の事故が、トラブルが起きない仕組みをつくっていくことを両立



させなければいけない。部下を見たらまず怪しめということではいけないわけでありますので、そういうことのないような仕組みをどうつくるかということでないかなというふうに思っているわけでございます。そのための具体的な手立てとして抜き打ち監査等々も行わざるを得ないだろうということは申し上げたところでございますが、今申し上げたとおりに、上司が部下の金銭にかかわる取り扱いを日常的にチェックする仕組みがきちっとできていれば相当防げるというふうに思っているところでございますので、その徹底方を図ってまいりたいと思っている次第でございます。

田中敏雄 議長 10番近江議員。

10番（近江湖静議員） 市長の能弁はわかりましたけれども、例えば今答弁あったとおりに、公金でないという言葉を使っておりますが、私の見方とすれば準公金だと思います。同じであります。そういう施設の具体的な主務内容に現金、預かり金についての仕事と明確になっております。ですから、言い方によれば準公金になりますので、当然にそのチェック体制も監査の対象になると。こういうことでありますので、改めてひとつそれについても厳しく監査をするようお願いしておきます。

それから、長年同じ仕事をしていると、これはよくあることでございます。10年以上も同じ仕事をしていることについて、ついつい個人の金と公金と一緒に使う。ついついずるずるやっている。そして、そういう施設でありますので大丈夫だろうということが往々にして 人間はやはり心は弱いんでありますので、一つの弱味でありますので。ただし、その環境によって自分の仕事もしかり、あるいは労働災害もしかりでありますけれども、前兆があると言われます。ハインリッヒの法則でありますけれども、事故の場合については、その前に30事故があった、あるいは300事故があって、大事故の前にある。ですから、環境の中にそういうようなものも今回もあったやに聞いております。いろいろ金の使い方もあるでしょうし、支払いの仕方もあるでしょう。あるいは行動にもあるだろうと。そういうことがやはり大事ではないかと。そういう意味で、こういう教訓を受けて監査体制について議会からも選出してありますので必要ですけれども、常に監査が来るからしっかりしておかなければいけない、整理しておかなければならない、そういう環境をつくってもらうことが非常に大事であります。そういうことも含めて、ひとつ市長が先頭になって号令をかけて進めていく。たまに市長も行って現金をチェックする、予兆をチェックする、そういうことで再発防止をしていただきたいことを要望して、終わります。

田中敏雄 議長 28番佐々木議員。

28番（佐々木誠議員） 先ほどの質問で中断になりましたけれども、関連がありますので続けたいと思います。

今日、議会が終わった後に区長の方から、こういうことがありましたよという報告がどっと行くのではないかなという要らぬ心配をしているわけでございます。それで、今の再発防止の中で大事なことはいっぱいあるかと思っておりますけれども、まず、現状を把握するということが一番大事じゃないかと思っております。そのためには先ほど規定にのっとった本庁への報告じゃなくて、すべて自治区長が本庁に報告して状況を把握するということが大事じゃないかと思っております。

それで、順序がちょっとおかしくなりましたが、昨日まで自治区長が全部報告をしておいて、もう本庁に報告することはございませんと言うのか、それとも、いや、実はまだ報告しておりませんが、こういうことがありますということを一一人各自治区長からお尋ねしたいんですけども、議長、いかがですか。

田中敏雄 議長 今議題となっております案件と中身が違いますので、この問題については、佐々木議員が直接区長なりにお尋ねをして確認をしていただければ、大変幸いです。

28番（佐々木誠議員） はい、わかりました。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第160号横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第160号は原案のとおり可決されました。

#### 農業委員会委員の推薦について

田中敏雄 議長 日程第22、農業委員会委員の推薦を行います。

お諮りいたします。

この委員の推薦については、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の委員を4人とし、指名推選いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、高橋せつさん、野中長一さん、齋藤光司さん、阿部信孝さん、以上4人を指名いたしたいと思ひます、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、高橋せつさん、野中長一さん、齋藤光司さん、阿部信孝さんの4人を推薦することに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

田中敏雄 議長 これで平成18年5月横手市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 0時06分 閉会